

(高砂駅舎の改築)

第5条 丙は、北総線の高砂駅乗入れに伴い、鉄道の連続立体化が実現されるまでの措置として、高砂駅舎を橋上駅舎とする等、ターミナル駅に相応しい機能、景観等を備えたものに改良するものとする。

(高砂1・2号踏切)

第6条 乙及び丙は、高砂1号、同2号踏切について、連続立体交差化事業の実現までの間、当面の措置として、ダイヤ編成及び信号制御等により同時発着できるよう配慮し、現状よりも閉鎖時間を短縮するよう最善の措置を講ずるものとする。

(金町線の存続)

第7条 丙は、金町線を責任をもって存続させるものとし、高砂駅取付部付近の線形変更工事に併せてロングレール化を実施するものとする。又その他の路線についても逐次ロングレール化の実施を図るものとする。

(立石駅への特急列車の停車)

第8条 丙は、可及的速やかに、通勤特急列車を立石駅に停車するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項についてはその都度、甲、乙及び丙協議のうえ定めるものとする。